公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026 年 10 月 21 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事

記

1. 公示件名：ルワンダ国キガリ市におけるバスターミナル整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり

3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり

4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照

5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり

6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書
（QCBS-ランプサム型）

業　務　名　称：ルワンダ国キガリ市におけるバスターミナル整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：26a00767

【内容構成】

第1章　企画競争の手続き

第2章　特記仕様書案

第3章　プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者と行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026 年 10 月 21 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章　企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1)業務名称:ルワンダ国キガリ市におけるバスターミナル整備計画準備調査(QCBS-ランプサム型)

(2)業務内容:「第2章　特記仕様書案」のとおり

(3)適用される契約約款:

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください[1]。(全費目課税)

(4)契約履行期間(予定):2026 年 12 月　～　2028 年 8 月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。「第2章　特記仕様書案」も参照してください。

第1期:2026 年 12 月　～　2027 年 4 月

第2期:2027 年 5 月　～　2028 年 8 月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICA の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。ただし、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が 12 か月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については 1 年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5)ランプサム(一括確定額請負)型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム(一括確定額請負)型にて行います。

[1] 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(6)前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については 1 年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1. 第 1 期:2026 年 12 月 ～ 2027 年 4 月
   1)第 1 期については、前金払の制限はありません。
2. 第2期:2027 年 5 月 ～ 2028 年 8 月
   1)第1回(契約締結後):契約金額の 32%を限度とする。
   2)第2回(契約締結後 13 ヶ月以降):契約金額の 8%を限度とする。

(7)部分払の設定

本契約については、1会計年度に1回部分払を設定します。[2]具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1. 第 1 期:2026 年 12 月 ～ 2027 年 4 月
   1)第 1 期については、部分払を想定しておりません。
2. 第2期:2027 年 5 月 ～ 2028 年 8 月
   1)2027 年度末(2028 年 2 月頃)

2. 担当部署・日程等

(1)選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課
電子メール宛先:outm1@jica.go.jp

(2)事業実施担当部

無償資金協力部 業務第一課

(3)日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年 10 月 27 日 まで

[2] 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

2	企画競争説明書に対する質問	2026 年 10 月 28 日 12 時まで
3	質問への回答	2026 年 11 月 2 日まで
4	本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2026 年 11 月 9 日 12 時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
7	見積書の開封	2026 年 11 月 20 日 11 時 30 分
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日まで
9	技術評価説明の申込日(順位が第 1 位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1)各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

1) 消極的資格制限
2) 積極的資格要件
3) 競争参加資格要件の確認

(2)利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3)共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

・第3章　プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（1）質問提出期限

1）提出期限：上記2.（3）参照

2）提出先　：https://forms.cloud.microsoft/r/QP2jW3Rdsg

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（2）回答方法

上記2.（3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL:
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

6. プロポーザル等の提出

（1）提出期限：上記2.（3）参照

（2）提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。
（https://partner.jica.go.jp/）
具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。
（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）
ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1）プロポーザル
① 電子データ（PDF）での提出とします。
② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2）本見積額
① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位 1 位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3）本見積書及び別見積書、別提案書
本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

（3）提出書類
1）プロポーザル・見積書・別見積書
2）別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（4）電子入札システム導入にかかる留意事項

1） 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
（URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html）
2） 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

（1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点 90 点、価格評価点 10 点とします。**

（2）評価方法

1）技術評価

「第3章　プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙3「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位 1 位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点）を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**
（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

2）評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律2点の加点（若手育成加点）**を行います。

3）価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

4）総合評価

技術評価点と価格評価点を 90：10 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.9＋（価格評価点）×0.1

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（4）契約交渉権者の決定方法

1） 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

2） 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

3） 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

4） 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）

低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

（1）本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICAが先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

（2）本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

10. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章　特記仕様書案

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。
また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】　本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章　プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な**実施方法及び作業工程を考案し**、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載ください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。

  ①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）

  ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第 3 章「2.業務実施上の条件」参照）

  ③共同企業体構成員としての構成（法人）（第 1 章「3.競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

■ 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	バスターミナルに必要な機能を整理するまでの手法について 　本プロジェクトでは、以下の流れを想定していますが、その手法についてご提案ください。 a. 交通量調査(※) b. バス路線再編計画を策定 c. 需要予測の実施 d. バスターミナルの位置づけ・期待される役割の整理 e. バスターミナルに必要な機能を整理 ※整備されるバスターミナル発着のOD調査実施も含む。	第4条(4) 第3条(12)
2	本事業で整備する施設／機材の運用維持管理を効率的に行うために必要となるソフトコンポーネントの提案手法	第4条(20)
3	本事業をジェンダー案件とする際に採用すべき課題及び、その解決・評価方法	第4条(11)

【2】　特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条　業務の目的

「第2条　業務の背景」に記載する事業について、「第3条　実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条　業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業(以下「本

事業」という。）を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査するとともに、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

第2条　業務の背景

別紙1のとおり。

第3条　実施方針及び留意事項

(1)無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者と協議し、承認を得ること。
- 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとすること。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま無償資金協力事業として決定されるとの誤解を与えないよう留意すること。
- JICA サステナビリティ方針に基づく全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することを目指す等の目標を踏まえ、可能な範囲で、建設する建造物の施工・維持管理段階での温室効果ガス排出量の最少化、気候変動の影響に対する強靭化を行うよう留意すること。

(2)参考資料

- 共通仕様書第 9 条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

（ア） 設計・積算にかかるガイドライン等（以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。）

協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）
同「補完編（土木分野）」（2025 年 9 月）
同「補完編（建築分野）」（2025 年 9 月）
同「機材編」（2025 年 9 月）

（イ） 環境社会配慮ガイドライン （以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）

（ウ） 気候変動対策支援ツール（以下「気候変動対策支援ツール」という。）

気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）

（エ）その他

JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き
JICA 不正腐敗防止ガイダンス
無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン
コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン　最新版
コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン　最新版
ソフトコンポーネント・ガイドライン
ODA 建設工事安全管理ガイダンス（以下「安全管理ガイダンス」という。）
資金協力事業　開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）
Project Monitoring Report（PMR）
JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）

（3）計画策定のプロセス

- 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設計協議に関する現地調査を実施する。

本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査を段階的に実施する。各現地調査の内容は以下のとおり。

（ア）　契約は第 1 回現地調査（第 1 期契約フェーズ：2026 年 12 月～2027 年 4 月）と第 2 回現地調査以降（第 2 期契約フェーズ：2027 年 5 月～2028 年 8 月）の二期に分けることとする。

（イ）　第 1 回現地調査

- 案件実施の妥当性の確認及び設計条件の検討に必要な調査（現在の交通実需の実態・ブゲゼラ新国際空港のニーズ把握を含む机上調査、交通量調査やバス路線再編計画を踏まえた需要予測に必要な調査）を実施する。また、大まかな建築計画を作成する。第 1 回現地調査（第 1 期契約）を通じて、本案件実施の妥当性が認められない場合は、第 2 期契約を締結せず本調査は中止する可能性がある。

（ウ）　第 2 回現地調査

- 積算関連の情報収集調査の実施及び自然条件調査・サイト状況調査、環境社会配慮関連調査等、設計諸元を決定する調査、概略設計の実施にあたり、報告書案の作成に必要な協議、情報収集。調査対象とする本プロジェクトの内容（概要）及び検討の方向性等について、実施機関と確認・合意する。

（エ）　第 3 回現地調査

- 調査結果を踏まえ、本プロジェクトの計画内容（無償資金協力事業の対象とする範囲）及び先方実施機関の責任範囲等検討の方向性について、報

告書案を実施機関へ説明・協議し、了解を得る。

- 以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論して内容を検討する。

（ア）初回現地調査派遣前

- 既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、方針を検討する。

（イ）概略設計協議前の現地調査帰国時

- 現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を検討する。

（ウ）概略設計協議に関する現地派遣前

- 計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき計画内容を検討する。

（4）発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせること。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

（5）関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、かかる調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。

① キガリ市及び周辺衛星都市における都市交通マスタープラン策定プロジェクト詳細計画策定調査（2026 年）
2026 年度 11 月～12 月に詳細計画策定調査実施予定
② キガリ市における高度道路交通システム導入計画準備調査（2024 年）
③ 「キガリ市都市交通に係る情報収集・確認調査」（2018～2019 年）
④ 「キガリ都市交通改善プロジェクト」（2022～2025 年）。

- 上記も含めて類似事業の設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等 について

確認し、調査の効率化に努める。

- 上述の事業も含めた類似事業の教訓も踏まえて、事業完了後の実施体制について検討すること。

（6）本業務における地理的な対象範囲

別紙1のとおり。

本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。

（7）環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。
- JICA 環境社会配慮カテゴリ分類：B
- 本事業は、「JICA 環境社会ガイドライン」に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、カテゴリ B に分類される。
- 初期環境調査報告書（相手国法に基づき求められる場合は環境アセスメント報告書）案、住民移転計画案の作成支援に係る検討を行う。

（8）調達方式の検討方針（現地企業活用型による実施の場合）

本業務では当該項目は適用しない。

（9）クラスター事業戦略での本件の位置づけ

本業務はクラスター事業では以下の点に留意する。

- 本事業は、発注者の進める JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）[3]の都市・地域開発 （まちづくりクラスター）に位置づけられる。本事業のインパクトの最大化のため、相手国内および周辺国における発注者の実施する既存事業との具体的な連携の可能性を追求すること。また、それら既存事業や関連調査の情報

[3]保健医療、紛争、気候変動等、複雑化する開発課題に挑むため、20 の「JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を設定し、中でも重点的に取り組む事業のまとまりを「クラスター事業戦略」として、取り組みを強化しています。

を最大限活用し、効果的な調査を実施する。想定する既存事業・関連調査は以下のとおり。

① 「キガリ市都市交通に係る情報収集・確認調査」（2018～2019 年）

② 「キガリ都市交通改善プロジェクト」（2022～2025 年）。

（10）発注者の既存事業との連携可能性の検討

本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。

- 想定する既往案件を以下に列挙する。

  ① キガリ市及び周辺衛星都市における都市交通マスタープラン策定プロジェクト

  ② キガリ市における高度道路交通システム導入計画

  特に、2026 年度 11 月～12 月に詳細計画策定調査実施予定の「キガリ市及び周辺衛星都市における都市交通マスタープラン策定プロジェクト」と本事業間の連携を想定しており、これによる開発効果増大の向上に努めること。本協力準備調査の中で実施されるバスターミナル設計に必要な需要予測の結果は上記のマスタープラン策定プロジェクトに共有され、その交通需要予測において参照されることを想定している。

（11）相手国関係機関の調整

本事業の効果的な実施のため、以下の対応を行う。

- 事業実施体制を構成する組織に加え、関係するアフリカ開発銀行、ルワンダ運輸開発局（RTDA）も交え調査及び事業の進め方について検討を行うこと。
- 事業予定地はアフリカ開発銀行事業（事業発注者は RTDA）のヤード跡地を利用する計画があるため、アフリカ開発銀行・RTDA からもヤード利用計画について情報収集すること。また、アフリカ開発銀行が Sonatube 交差点を改良中であるため、同案件との設計上の調整を図ること。なお、第二回現地調査の時期として想定している 2027 年 5 月時点ではヤード利用は開始されていないと想定している。

（12）バスターミナル需要予測

第一回現地調査で実施する交通量調査（本事業で整備するバスターミナルを発着することになる交通モードの特定及び民間含むバス事業者及び規制当局への路線計画、利用動向・意向ヒアリング含む）をもとに、本バスターミナルの需要（本数、利用者数）予測（ブゲゼラ空港の計画を確認した上でキガリ市－ブゲゼラ空港間のバスの需要を予測することを含む）を実施し、キガリ市の交通計画上のターミナルの位置づけ・期待される役割を整

理し、期待される役割から、ターミナルに必要な機能を整理する。必要な機能の整理と無償資金協力予算の制約に基づき、ターミナルの規模、形状、施設配置等を決定する。[4]

第4条　業務の内容

【第１期契約フェーズ：2026 年 12月～2027 年４月】

(1)業務計画書(第１期)の作成

① 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。

② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

(2)インセプション・レポート(第１期)の作成・説明

① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート(質問票含む)を作成する。

② 現地調査の冒頭に、相手国政府・実施機関等にインセプション・レポートの内容を説明する。

(3)事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。
  - 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計画における本事業の位置づけ等
  - 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等

(4)バスターミナル需要予測

第3条　実施方針及び留意事項(12)に記載した事項に留意しつつ、バスターミナル需要予測を行う。その結果をもとに整理した必要な機能と無償資金協力予算の制約に基づき、ターミナルの規模、形状、施設配置等を決定する。その後、本案件の政策的位置づけ、需要予測の結果、無償資金協力予算の制約の観点から案件実施の妥当性を検討する。

(5)業務進捗報告書の作成

第１期契約の成果を業務進捗報告書にまとめ、発注者に提出する。

【第２期契約フェーズ：2027 年５月～2028 年８月】

(6)業務計画書(第２期)の作成

[4] 本調査で実施する交通量調査(本事業で整備するバスターミナルを発着することになるバスの OD 調査を含む)や本調査で策定するバス路線再編計画をもとに、需要予測を実施し、キガリ市の交通計画上のバスターミナルの位置づけ・期待される役割を整理し、期待される役割から、バスターミナルに必要な機能を整理することは困難が伴うことが予見されることから、考え方についてプロポーザルにて具体的に記載ください。

① 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。
② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

(7)インセプション・レポート(第 2 期)の作成・説明
① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート(質問票含む)を作成する。
② 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実施機関等にインセプション・レポートの内容を説明する。

(8)自然条件調査
概略設計・施工計画・積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が周囲の自然に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化しうる設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査を行う。
① 気象・風況調査(机上調査、一式)
② 自然災害調査(落雷)
③ 地形測量(4,000 ㎡)
④ 地質調査(地形・地表地質調査 4,000 ㎡、標準貫入試験:4 箇所、)
⑤ 地籍調査(4,000 ㎡)
⑥ 支障物調査(机上調査、現地地表面調査:4,000 ㎡)

(9)サイト状況調査
設計・施工計画、あるいは設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握するため、対象サイトの周辺状況に関する調査を行う(資機材の整備状況に関する調査を行う)。
① 設置予定場所状況の調査
設置予定場所の広さ、機材配置、空調、電力(停電対策含む)等
② 支障物件
建設用地内及び工事影響範囲にある上下水道、電気、電話回線、ガス、下水道等
③ 地形・地質測量
④ ユーティリティ調査

(10)環境社会配慮にかかる調査
本業務では以下の対応を行う。
1. 初期環境調査
(1)「JICA 環境社会ガイドライン」に基づき、初期環境調査(Initial Environmental Examination)として、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成

に当たっては、「環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領（2025 年 9 月）」に基づくこととする。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、調査結果を整理する形で、「JICA 環境社会ガイドライン」の環境チェックリスト案を作成する。

（2）環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

ア）相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

（a）環境社会配慮（環境アセスメント、情報公開、労働環境（労働安全、労働者の権利を含む）等）に関連する法令や基準等

（b）「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法

（c）関係機関の役割

イ）スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施

ウ）ベースラインとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得、労働環境（労働者の権利を含む）等を含む社会経済・社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合（例えばデータが古く、現況を示さない場合等。一般的には環境面は 5 年、社会面は 3 年程度）、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）

エ）影響の予測

オ）影響の評価及び代替案の比較検討

カ）緩和策（回避・最小化・軽減・代償）の検討

キ）環境管理計画案・モニタリング計画案（実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど）の作成

ク）予算、財源、実施体制の明確化

ケ）ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」を参照のこと。）なお、ステークホルダー協議は①第二回現地調査、②環境社会配慮に係る Draft Final Report（DFR）及び環境影響評価：Environmental Impact Assessment（EIA）案作成時の 2 回開催することとする。但し第二回ステークホルダー協議は先方実施機関及び現地補助員にて開催し、調査団は本邦から支援する。

コ）プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO2 換算トン以上の場合供用段階における排出量推計

サ）相手国法制度上、環境アセスメント報告書（又は初期環境調査: Initial Environmental Examination（IEE）報告書）の作成が求められる場合は、上記の調査結果に基づき環境アセスメント報告書案（又は IEE 報告書案）を作成する。

2. 用地取得・住民移転計画

（ア）「JICA 環境社会ガイドライン」、世界銀行 Environmental and Social Standards（ESS） 5 及び相手国政府の住民移転計画に関するガイドラインに基づき、住民移転計画案の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行 ESS 5 Annex 1 に記載ある内容及び以下ア）～サ）を含めることとする。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 ESS 5 の Guidance Note for Borrowers や世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2025 年 9 月）」を参考にする。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、「JICA 環境社会ガイドライン」と乖離がある場合、その解消策を提案する。なお、本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託や現地傭人にて実施することを認める。

ア） 住民移転に係る法的枠組みの分析

（a） 用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と「JICA 環境社会ガイドライン」の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な対応策を提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償基準の公開、補償金の算定方法、合意される個別補償内容の文書化や対象者への説明方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理メカニズムに関する乖離については必ず確認する。

イ） 住民移転の必要性の記載

（a） 事業概要、事業対象地、用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるための代替案を記載する。住民移転について、地籍図を基に正規・非正規別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

ウ） 社会経済調査（人口センサス調査、地籍・財産・用地調査、家計・生活調査）の実施

（a） 人口センサス調査は、事業による用地取得・住民移転等の対象者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者（地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む）数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートが宣言され、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。

（b） 地籍・財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量、正規・非正規の別を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。

（c）家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低 20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者（特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、高齢者、女性、子ども、先住民族、少数民族、障害者、マイノリティ、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す）に係る情報を整理する。

エ）損失資産の補償、生活再建対策の立案

（a）損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件（地主、小作人、賃借人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む）を特定する。

（b）土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。

（c）損失のタイプ、損失の程度、補償・支援の受給権資格者、受給補償内容、責任機関等その他を記載し、補償の枠組みを整理したエンタイトルメント・マトリックスを作成する。

（d）ESS 5 で定義される再取得価格に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得価格と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。

（e）生活・生計への影響については、移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能であることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

オ）移転先地整備計画の作成（事業の中で移転先地を整備する場合）

（a）必要に応じて取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を地籍図・土地利用計画図等を基に選定し、住宅や社会基盤（上下水道、区画道路等）の整備計画、社会サービス（学校、医療等）提供計画を作成する。移転先地の選定にあたっては同立地の災害リスクを勘案する。また、移転先地整備に伴う環境アセスメント、緩和策、環境管理計画を作成する。

カ）苦情処理メカニズムの検討

（a）事業対象地にある既存の苦情処理メカニズムを活用すべきか、新たに苦情処理メカニズムを構築すべきかについて、容易さ、利便性、信頼性等の観点から比較検討する。選定された苦情処理メカニズムに関し、手続きを担う組織の権限、

組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

キ）実施体制の検討

（a）住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等）を特定し、各機関の責務（機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等）を記載する。

（b）住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、不十分な場合は能力強化策を提案する。原則として整備した移転地の引き渡し後、地方自治体が移転地のインフラや電気・ガス・水道・通信等のメンテナンスの責任を持って行うことについて、実施機関、自治体等から承諾を得る。

ク）実施スケジュールの検討

（a）補償金や転居に必要な支援（転居費用等）を提供し終え、移転先地のインフラ整備や社会サービス（学校、医療等）の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

ケ）費用と財源の検討

（a）補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。

コ）モニタリング・事業終了評価方法の検討

（a）実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。

（b）独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

（c）住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

サ）住民参加の確保

（a）社会的弱者（女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的に脆弱なグループを含む）や移転先住民族にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参

加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。なお、住民協議等に必要な費用は再委託費等に含むこととする。

（イ）住民移転計画案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

(11)ジェンダー視点に立った調査・計画

本業務では以下の対応を行う。

① 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会(や世帯内)における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。[5]

② 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

事業内容に反映するためのステップ

（ア） 社会・ジェンダー分析を行う。

（イ） 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。

（ウ） ジェンダー視点に立ったアウトプット(成果)設定の必要性を検討する。

（エ） ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

③ 調査項目として下記を含める。

- Sonatube 交差点を発着するバスの利用者数(男女別、利用時間帯別)
- 利用状況、目的と手段、利用しない理由(ジェンダー別)
- 女性技術者が抱える課題とニーズ

(12)障害配慮に関する検討・計画

本業務では以下の対応を行う。

- 本事業の実施において、障害等に配慮したアクセシビリティの確保や、障害を理由とした差別や排除がなされないような設計・運用に関する提案を行う。
- 実施機関と議論を行い、事業計画内に障害等への配慮する対応を盛り込む。

[5] 本事業をジェンダー案件とする際に採用すべき課題及び、その解決・評価方法の特定には困難が伴うことが予見されることから、その考え方についてプロポーザルで具体的に記載下さい。

(13)気候変動対策案件・生物多様性保全案件としての検討

「気候変動対策支援ツール」を参考に、本事業の温室効果ガス総排出量の推計を行う。なお、「第 4 条(10)環境社会配慮にかかる調査」における温室効果ガス総排出量推計条件に該当しない場合は、プロジェクト総排出量を報告書に記載せず、JICA Climate-FIT を用いた推計結果を別途発注者に提出する。なお、推計を行った際には、推計に使用した計算シート(Microsoft Excel の電子データ)を発注者に提出すること。

事業計画に当たって、気候変動対策(緩和・適応)に資する活動を事業計画に組み込むことを検討する。

本事業は事業実施により気候変動対策事業(緩和)に資する可能性があることから、「気候変動対策支援ツール」等を参考に、本事業を通じた緩和効果(温室効果ガス排出削減・吸収量)の推計を行う。なお、推計を行った際には、推計に使用した計算シート(Microsoft Excel の電子データ)を発注者に提出すること。

(14)JICA サステナビリティ方針を踏まえたパリ協定整合(特に脱炭素化)に関する検討

JICA サステナビリティ方針への整合性の確認

「JICA サステナビリティ方針」で定める「全新規事業をパリ協定に整合する形で実施する」との目標を踏まえ、本事業の位置づけを以下の観点で検討する。なお、下記①～③の検討結果については報告書には記載せず、発注者が受注者に配布する様式に沿って、別途発注者に提出する。

① 「国が決定する貢献(NDC)」と矛盾がないか

- 本事業で使用される技術が当該国の最新の「国が決定する貢献(Nationally Determined Contribution: NDC)」において、明確に投資対象外とされている技術でないかを確認する。
- また、その他の NDC の前提となる気候変動やエネルギー政策における本事業の位置づけを確認する。

② 脱炭素化ロードマップ・パスウェイとの整合性(該当する場合のみ)

- 2050 年カーボンニュートラル達成に向けた当該セクターの道筋(パスウェイ)を含む当該国政府が策定したロードマップの有無を確認する。そのようなロードマップが存在しない場合には、国際エネルギー機関(IEA) といった国際機関や他の支援国等が策定した 1.5℃目標達成に向けた当該セクターの道筋(パスウェイ)を確認する。
- なお、IEA といった国際機関や他の支援国等が策定した 1.5 ℃目標達成に向けた当該セクターの道筋(パスウェイ)については、可能な限り、当該国や当該地域、新興・開発地域の道筋など、当該国の道筋と関連性が高いものを使用する。
- 本事業の特性が上述の脱炭素化ロードマップ・パスウェイと整合するかを確認する
- 脱炭素化ロードマップ・パスウェイで掲げる炭素集約度の推移と本事業の炭素集約度の推移、又は排出量の総量の比較を行う。また、本事業の道筋が整合しない場合には、当該国の当該セクター全体の脱炭素化に向けた道筋が、本事業によって阻害されるものでな

いかを検討する。

- また、使用する技術がトランジション技術とタクソノミー等で位置づけられているかを検討する。

③ カーボン・ロックイン（ロックイン効果）の確認

- 本事業が近い将来に炭素集約的運用から低炭素型の運用に移行する可能性があるか、移行の可能性が阻まれていないかを確認する。例えば、以下の観点で検討する。
- 事業のビジネス上の特性：低炭素型の代替手段が実現可能になった場合でも、そのような手段への切り替えが起こらないリスクが事業構造・契約上内包されていないかを確認する。
- 当該セクターの市場構造の特性：当該セクターでの規制や市場構造により、低炭素技術への切り替えを停滞させるインセンティブを本事業が生み出さないかを確認する。
- 当該プロジェクトの背景事情：2050 年のカーボンニュートラル達成に加えて、当該国政府や実施機関、運営主体等が脱炭素化に向けたコミットメントや計画を有しているか等を踏まえ、定性的に本事業がどのような位置づけとなる見込みかを確認する。

（15）調達事情調査

- 本事業実施に必要な資機材（鉄筋、骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）・労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。
  - ① 現地国内及び第三国における輸送状況の調査
  - ② スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制の最新調達事情の調査
  - ③ 第三国調達の可能性の検討
  - ④ 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

（16）施設、設備、機材計画調査

- 既存施設や機材の種類・仕様・数量、使用・稼働状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。
- 検討結果を施設計画、機材・資材調達計画に反映する。日本製の機材を活用することが品質確保やライフサイクルコスト等の観点から望ましい場合は、積極的に活用することを検討する。

（17）基本計画／概略設計図の作成

- 各種調査に基づき、本事業の基本計画を作成する。基本計画の整理、確定にあたっては、その検討内容や最終判断の理由等を整理する。
- 基本計画に基づいた概略設計図を作成する。概略設計図には、施設／構造物全体の

平面図／縦断図／標準断面図の図面を含める。

(18)施工計画の立案

以下の施工計画について検討・作成する。

① 施工方針
② 施工上の留意事項
③ 施工区分(相手国負担工事との区分)
④ 品質管理計画
⑤ 資機材調達計画
⑥ 仮設計画(必要に応じて)
⑦ 実施工程
⑧ 資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討
⑨ 施工期間中の通行の確保・交通安全等への配慮
⑩ 施工監理計画

- 本事業の施工監理計画についても、概略設計と施工計画を踏まえ、コンサルタントが行う施工監理の方針、体制、方法を検討し、取りまとめる。

(19)事業の維持管理計画の立案

- 本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース・技術力・財政状況などを調査したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。
- 維持管理業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費・更新費用を検討する。

(20)技術支援計画の検討、計画策定

本業務では以下の対応を行う。

- 本事業で整備する施設／機材の運用維持管理を効率的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の計画内容を検討する。検討に際しては「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に基づき、ソフトコンポーネント計画書を作成し、発注者の承諾を得る。[6]
- ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府・実施機関と概ね合意を得て議事録に記載する。

(21)施工時の工事安全及び労働衛生対策に関する検討

本業務では以下の対応を行う。

[6] 本事業で整備する施設／機材の運用維持管理を効率的に行うことには困難が伴うことが予見されることから、必要となるソフトコンポーネントについてプロポーザルにて具体的に記載ください。

- 発注者から提供される「ODA 建設工事安全管理ガイダンス」も参考にしつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、案件別安全対策検討シート（案）を作成する。
- 施工時の工事安全対策に関する情報は発注者の現地事務所に蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で同事務所とすり合わせし、相手国政府・実施機関等から入手あるいは照会が必要な情報について同事務所に相談する。また、現地調査終了時には必ず同事務所に報告を行う。
- 施工計画の策定に際して、ODA 建設工事安全管理ガイダンスの安全施工対策及び収集した相手国の工事安全／労働衛生に関する法律・基準に留意のうえ、最近の先行調査の事例も踏まえた上で必要な工事の安全及び労働衛生対策を検討し、概略設計に反映する。
- また、施工時における、ジェンダー平等やサステナビリティの検討、工事中の環境対策などは、ODA 建設工事安全管理ガイダンスの安全施工対策（労働環境・作業災害別）、環境保全対策も参照する。
- 上記安全対策の経費については、概略事業費の積算にあたって適切に計上する。

（22）内部照査の実施

本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計の正確性と品質の確保を目的として、発注者から提供される「内部照査について」に沿って、内部照査を実施し、結果を発注者に提出し、承諾を得る。
- 照査計画及び照査項目は、照査開始に先立って発注者に提示する。

（23）相手国負担事項の整理

- 我が国無償資金協力スキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。
- 相手国側負担事項[7]（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、費用を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- 相手国側負担事項については、 相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重ねた上で検討する。

[7] これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国側 負担事項として記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

（24）免税情報の収集・整理

本業務では以下の対応を行う。

- 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目[8]を対象に、それぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。主要税目は、以下を含む。
  - 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
  - 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
  - 付加価値税（VAT 等）
  - 資機材の輸入に課される税金や諸費用
  - その他当該事業実施において関係する主要税目
- 各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。
- 過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会（OCAJI）等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
- 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。
- 免税情報は発注者の現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報のアップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報（面談相手、内容、連絡先等）も提出する。

（25）現地調査結果概要の作成・説明

- 概略設計協議前に行う現地調査後、10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

（26）概略事業費の算出

① 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にかかるガイドライン等を参照して積算する[9]。
② 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。
③ 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

（27）想定される事業リスクの検討

[8] 無償資金協力事業では免税が原則である。
[9] 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

本業務では以下の対応を行う。

- 事業実施中・実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策(リスクの管理や軽減策)を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。
- 事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(28)事業の評価指標の検討

- 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金協力事業の開発課題別指標例を参照する。

(29)事業概要の本邦企業への説明

本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計協議前に、本事業への応札を検討する本邦企業[10]に対して事業実施に重要なポイント(事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等)を説明する事業説明会[11]を発注者が開催するので、受注者は調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応を発注者と調整し、調査結果に反映させる。

(30)協力準備調査報告書(案)の作成

- 調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書(案)として取り纏め、内容について発注者とすり合わせる。

(31)協力準備調査報告書(案)の説明

本業務では以下の対応を行う。

- 概略事業費を含めた協力準備調査報告書(案)の内容を相手国政府・実施機関等に説明する。
- 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する(特に維持管理体制の整備と必要な予算／財源の確保、環境社会配慮等)。
- 協力準備調査報告書は、調査完了後速やかに概略事業費の記載を除く内容を公表す

[10] OCAJI 等の関連業界団体を含む

[11]事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等。

ること、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政府・実施機関等に説明する。

(32)協力準備調査報告書の作成

- 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書(案)の説明を踏まえ、協力準備調査報告書を完成させる。
- 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書(先行公開版)[12]も作成する。
- 本業務では完成予想図も含めて作成する。

第5条 成果品

本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量(部数)は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量(部数)は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 本業務を通じて収集した資料および調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

【第 1 期契約】

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
インセプション・レポート	初回現地調査前	英語	電子データ	
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行期限(最終期を除く)	日本語	電子データ	
調査データ	契約履行期限末日	英語	電子データ	

[12] 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

【第 2 期契約】

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
インセプション・レポート	第 2 回現地調査前	英語	電子データ	
環境チェックリスト(調査方針)	契約締結後 2 カ月以内	日本語	電子データ	
環境チェックリスト(設計方針会議用)	第 2 回現地調査後 1 カ月以内	日本語,	電子データ	
現地調査結果概要	概略設計協議調査前	英語	電子データ	
協力準備調査報告書(案)	解析後	日本語	電子データ	
		英語	電子データ	
照査チェックリスト	概略設計協議 調査前	日本語	電子データ	
初期環境調査報告書／環境アセスメント案、住民移転計画案	概略設計協議の 2 か月前	英語・日本語	電子データ	
ドラフト・ファイナル・レポート(環境社会配慮部分)	概略設計協議の 2 か月前	英語・日本語	電子データ	
デジタル画像集	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
進捗報告書[13]の初版	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
免税情報シート	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
概要資料(案)	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
協力準備調査報告書（先行公開版）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2 部
		日本語	製本	2 部
協力準備調査報告書（最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	4 部
		日本語	製本	4 部
		英語	CD-R	5 部
		英語	製本	5 部
概略事業費積算内訳書（最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2 部
機材仕様書（最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2 部
調査データ	契約履行期限末日	英語	電子データ	

[13] Project Monitoring Report（PMR）

記載内容は以下のとおり。

（1） 業務計画書

- 共通仕様書第6条に記された内容

（2） インセプション・レポート・現地調査結果概要・協力準備調査報告書（案）、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、協力準備調査報告書

- 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容

（3） 概略事業費積算内訳書・機材仕様書

- 設計・積算にかかるガイドライン等に示された内容

（4） 進捗報告書の初版

- 「進捗報告・Project Monitoring Report（PMR）」に示された内容

（5） 内部照査チェックリスト

- 「内部照査について」に示された内容

（6） 調査データ

- 位置情報[14]の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。
- ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。
- Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを含めたもの。

（7） 環境社会配慮に関する資料

（ア） 環境チェックリスト（調査方針）

記載内容：第4条（10）「環境社会配慮にかかる調査」①「初期環境調査」及び②「住民移転計画」に係る調査方針を記載し、環境チェックリストの様式を用いて要約すること。

（イ）環境チェックリスト（設計方針会議用）

記載内容：第4条（10）「環境社会配慮にかかる調査」①「初期環境調査」及び②「住民移転計画」の暫定結果を環境チェックリストの様式を用いて要約すること。

（ウ）初期環境調査報告書／環境アセスメント案、住民移転計画案

記載内容：調査結果の全体成果（環境チェックリスト案による要約を含む）

（エ）ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分）

[14] 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

記載内容：調査結果の全体成果（環境チェックリスト案による要約を含む）

第6条　再委託

本業務では、以下の業務について、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	地形調査	建設予定敷地内 平板測量、縦横断測量	一式	定額計上
2	地質調査	建設予定敷地内ボーリング調査（深さ15m）4 か所程度　標準貫入試験、室内試験等	一式	定額計上
3	環境社会配慮調査	第4条(10)に記載の内容	一式	定額計上
4	交通量調査	・バスターミナル建設予定地前の道路の断面交通量調査（24 時間、平日と休日の各１日） ・バスターミナル建設予定地周辺既存バス停のバス乗降客調査（昼間時間帯、平日と休日の各１日）	一式	定額計上

第7条　機材の調達

本業務では、機材調達の実施を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

1. 基本情報

(1)国名:ルワンダ共和国(以下、「ルワンダ」という。)
(2)プロジェクトサイト/対象地域名:キガリ市(人口約 170 万人)
(3)案件名:キガリ市におけるバスターミナル整備計画(the Project for the Improvement of Bus Terminal in Kigali)
(4)事業の要約:キガリ市の Sonatube 交差点付近においてバスターミナルを整備するもの。

2. 事業の背景と必要性

(1)当該国における都市交通セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ルワンダは、北部回廊と中央回廊が交わるアフリカ北東部・中部の要衝である。中でも首都キガリ市への一極集中過密が課題となっており、ルワンダ政府はこれを緩和するため「国家土地利用計画・開発マスタープラン」(2020 年)において、キガリ市に隣接するブゲセラ郡を貿易・運送の集積する衛星都市と位置付け、その中核事業の一つとしてブゲセラ国際空港(以下、「新空港」という。)を 2028 年に開港予定である。

これを受け、新空港－キガリ市間(以下、「空港区間」という。)では新たな移動需要への対応が必要であり、空港区間バスの整備が計画されている。キガリ市側の発着拠点として、地理的に新空港から直線に位置し、各方面へのアクセスも良い Sonatube 交差点付近に新ターミナルを設置することが求められている。

また、ルワンダ政府は第二次国家変革戦略(2024-2029 年)において、「交通網強化」を経済変革の重要施策に掲げ、運輸戦略計画(2024-2029 年)では都市公共交通サービス改善と混雑緩和を優先目標とし、バス専用車線導入、高度信号機設置、バス停・ターミナルの改良に取り組むとしている。キガリ市内では現在 6 つのターミナルを中心に運行されるバスが主要な公共交通手段であるが、キガリ市内の移動需要に応じた路線再編及び乗換回数の削減等の利便性向上を目的として、ターミナルの統廃合・再配置計画(既存の 6 つ中 2 つについて閉鎖もしくは縮小)をキガリ市が検討中であり、同計画や「キガリ市開発計画(2024-2029 年)」においても、公共交通ハブとして最適な Sonatube 交差点付近での新ターミナル整備が挙げられている。

JICA はこれまで「キガリ市都市交通に係る情報収集・確認調査」(2018～2019 年)で既存ターミナルの課題を特定し、その後の技術協力「キガリ都市交通改善プロジェクト」(2022～2025 年)において公共交通定時運航支援、バス停等関連施設整備パイロット活動、及び施設整備マニュアル策定支援等を実施した。また、日本での研修にて関係機関職員(インフラ省、キガリ市等)が日本の交通管理や公共交通の現状を学ぶ機会を提供した。上記支援の中ではバス路線再編の必要性も指摘されており、今後はキガリ市の計画に基づいたハード面での支援も求められる。

以上を受け、ルワンダ政府は Sonatube 交差点付近に新規バスターミナル整備を行う「キガリ市におけるバスターミナル整備計画」(以下、「本事業」という。)に対し、日本の支援を求めている。本事業は、Sonatube 交差点付近でのバスターミナル整備を通じ、市内公共交通

の輸送効率と利便性向上、さらに新空港とキガリ市との連結性向上を図るものであり、上述のルワンダ政府の各開発計画において優先度が高い事業である。

(2)都市交通セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け(特に自由で開かれたインド太平洋(FOIP)等の主要外交政策との関連)

我が国の「対ルワンダ共和国国別開発協力方針」(2017 年 7 月)の重点分野の一つである「経済基盤整備(運輸交通・貿易円滑化・電力)」では、経済成長の基盤構築へ向けた支援を行うとしている。また、JICA グローバル・アジェンダ(課題別事業戦略。以下「JGA」という。)「都市・地域開発」では、「まちづくり」クラスターにおいて都市計画マスタープランに沿った計画の実施促進、まちづくりを支援するとしており、具体として公共交通の整備を定めている。本事業はこれら方針及び戦略に合致する。

(3)他の援助機関の対応

世界銀行は、キガリ市の都市開発に関して、「Rwanda Urban Mobility Improvement Project」でバス専用車線導入(Sonatube 交差点も対象地域)、ターミナル改修、電動バス導入等を支援中。また「Kigali Logistics Platform(KLP)」で新空港からキガリ市東部の保税倉庫を繋ぐ幹線道路整備の支援を予定。韓国国際協力団(以下、「KOICA」という。)は、「the Green Mobility Project」で、ターミナルの運用改善、電動バス関連インフラ整備等を支援中。本事業の実施にあたり、他の援助機関の支援との連携可能性を検討する。

(4)本事業を実施する意義

本事業は、ルワンダの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、キガリ市中心部の Sonatube 交差点付近におけるバスターミナルインフラ整備を通じて、モーダルシフトに伴う交通安全性向上と大気汚染緩和、輸送効率と利便性向上に資するものであり、SDGs ゴール 3(すべての人に健康と福祉を)、9(産業と技術革新の基盤)、11(住み続けられるまちづくり)、13(気候変動)に貢献すると考えられることから、本事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

(1)事業概要

①事業の目的:本事業はキガリ市の Sonatube 交差点付近においてバスターミナルを整備することにより、市内公共交通の輸送効率と利便性向上、及びブゲセラ国際空港とキガリ市との連結性向上を図り、もってキガリ市とブゲセラ郡の一体的な経済・社会の発展に寄与するもの。

②事業内容

ア)施設、機材等の内容

【施設】バスターミナル(バス停、バス会社窓口、警察詰め所、看護室等のスペース等の設置含む)、一般駐車場、駐輪場、送迎用ロータリー整備等

イ)コンサルティング・サービス:詳細設計、入札補助、施工監理。ソフトコンポーネントとして施設機材の運営・維持管理、バス運行データ解析・システム運用等に係る技術指導・マニュアル作成等。

ウ)調達・施工方法:一般的な資機材は現地調達とし、現地調達が困難な一部の資機材は日本調達とすることを検討する。また、機材については基本的に本邦調達とし、本邦又は当該国で調達困難な機材は第三国調達とすることを検討する。

③本事業の受益者(ターゲットグループ)

直接受益者:Sonatube ターミナルを発着するバスの利用者

最終受益者:キガリ市とブゲセラ郡両自治体の総人口(約 225 万人)

④他の JICA 事業との関係:「キガリ都市交通改善プロジェクト」で実施した公共交通定時運航支援、バス停等関連整備パイロット活動等の成果について、本事業完成後の運営維持管理での活用が期待できる。無償資金協力「キガリ市における高度道路交通システム導入計画」(2023 年 10 月 G/A)で市内の交通渋滞が改善されることで、本事業完成後に運行されるバスは更に円滑な交通流の中で走行することが期待される。

(2)事業実施体制

① 事業実施機関/実施体制:キガリ市(City of Kigali)が実施機関。

② 他機関との連携・役割分担:特になし。

③ 運営/維持管理体制:事業完成後の施設の運営・維持管理は、国営会社として 2024 年に設立された Ecofleet Solutions Ltd.が担う。同社は今後キガリ市内の全てのバスターミナルの運営・維持管理を順次行う予定。

(3)安全対策:調査において、事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。

(4)環境社会配慮 カテゴリ分類 □A ■B □C □FI

(5)横断的事項:

①ジェンダー分類:【確認中】■GI(ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件)

<分類理由>協力準備調査にて、バスやバス停の女性利用状況・ニーズや、工事における女性の建設作業員のニーズ、また他ドナーのジェンダー課題に係る支援内容等を確認の上、ジェンダー課題に対応する取組案及び、取組を評価する指標案を策定・確認するため。

②気候変動・生物多様性:本事業はモーダルシフトに伴う温室効果ガス排出削減が見込まれ、当該国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献(NDC)」と整合し、気候変動緩和策に資する可能性がある。協力準備調査にて相手側実施機関と認識を共有する予定。

③その他:特になし。

(6)特記事項:特になし。

4. 事業効果

(1)定量的効果

指標名		基準値 (2024 年実績値 (※6 のみ予測値))	目標値(2034 年) 【事業完成 3 年後】
バス利用時の平均旅行時間(分)	Gahanga(別添参照)-Sonatube 交差点間	35(※1)	25(※2)
	Kabuga(別添参照)-Sonatube 交差点間	53(※3)	43(※4)

Sonatube 交差点を発着するバスの利用者数(人/日)(※5)	31,650	45,250
空港区間バス運行便数(本/日)	397(※6)	537

※1:15 分(Gahanga-Sonatube 交差点間の自動車利用時の平均旅行時間)+10 分(途中停留所での停車時間)+10 分(Nyanza ターミナルでのバス乗換時間)
※2、4:それぞれ※1、※3 からバス乗換時間の 10 分を減じたもの
※3:33 分(Kabuga-Sonatube 交差点間の自動車利用時の平均旅行時間)+10 分(途中停留所での停車時間)+10 分(Remera ターミナルでのバス乗換時間)
※5:現在 Sonatube 交差点を通行する全バスが完成後施設を乗車率 100%で利用する仮定。
※6:2029 年[15]に新空港が開港した場合の同年予測値。

(2) 定性的効果

- キガリ市内のバスの利便性向上に伴う乗用車・バイクからのモーダルシフトへの寄与
- 交通安全性の向上を含むキガリ市とブゲセラ郡の持続的な経済・社会の発展

5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去のラオス人民民主共和国向け無償資金協力「首都ビエンチャン市公共バス交通改善計画」(評価年度 2016 年)の教訓では、低料金路線再編や道路工事に伴う運航停止が、プロジェクト開始以降に発生し、「バス運行本数」や「バス輸送能力」等の定量的効果の目標未達成に繋がった。

本事業においても路線再編が行われることから、協力準備調査でキガリ市と最新路線計画を再確認した上で、本事業の前提条件として同計画の実現可能性を十分精査する。

以 上

[別紙2]キガリ市におけるバスターミナル整備計画 環境社会配慮
[別添]キガリ市におけるバスターミナル整備計画 地図

[15] 新空港は 2028 年開港予定ではあるが、本予測値の仮定では 2029 年に開港した場合の仮定を置いている。

別紙2

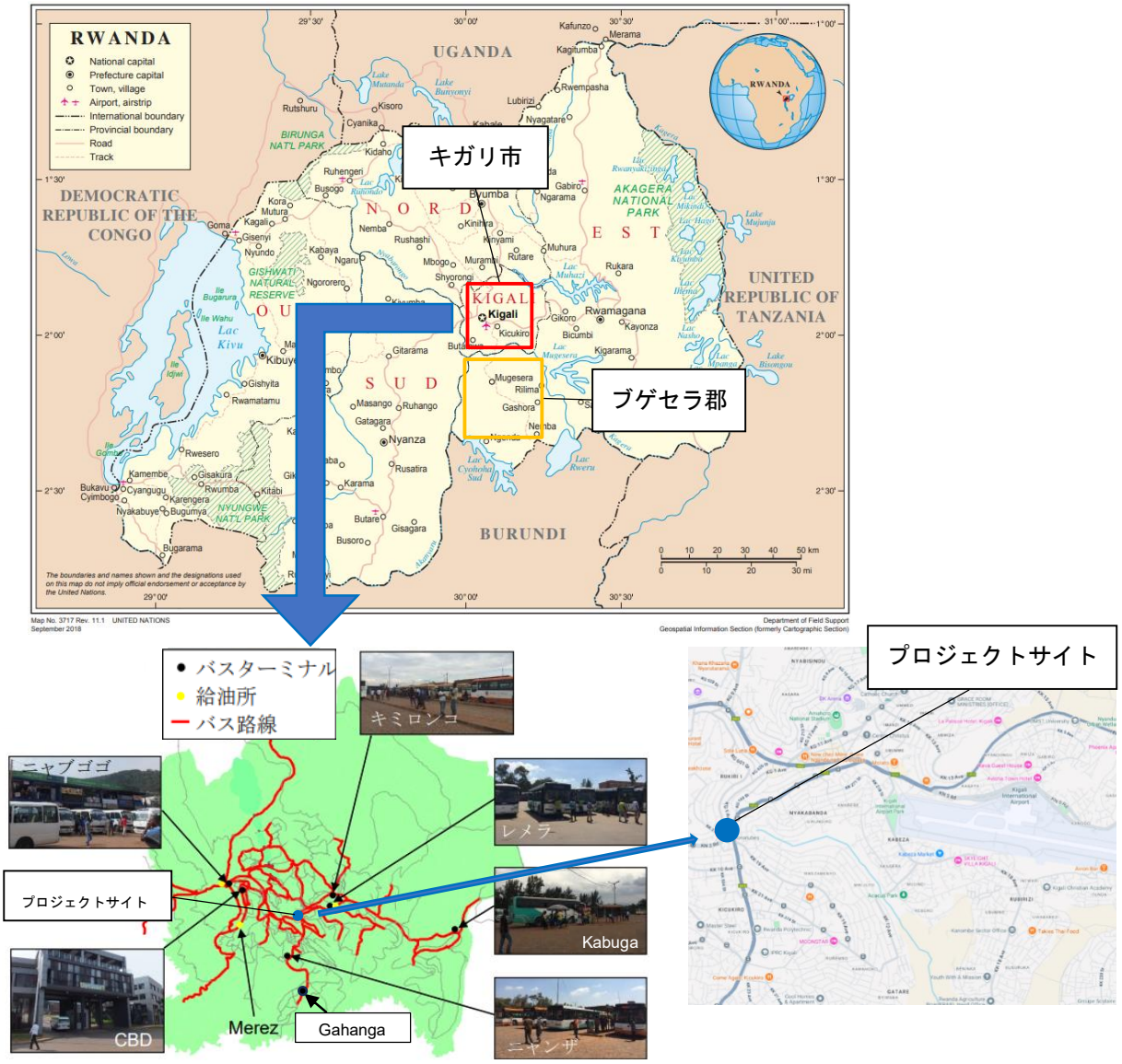
キガリ市におけるバスターミナル整備計画　環境社会配慮

①カテゴリ分類：B
②カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため。
③環境許認可：本事業にかかる環境許認可の要否の確認が必要。協力準備調査で詳細を確認する。
④汚染対策：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
⑤自然環境面：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
⑥社会環境面：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
⑦その他・モニタリング：具体的なモニタリング項目・手法等については協力準備調査で詳細を確認する。

以　上

別添

キガリ市におけるバスターミナル整備計画　地図



出典：United Nations（Rwanda | Geospatial, location data for a better world）、JICA「キガリ市都市交通にかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート」、Google Maps(地図データ ©2025 Google)より JICA 作成

第3章　プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

(1)コンサルタント等の法人としての経験、能力

1)類似業務の経験

評価対象とする類似業務：都市交通計画に関する業務または都市交通ターミナル設計に関する業務

2)業務実施上のバックアップ体制等

(2)業務の実施方針等

1)業務実施の基本方針

2)業務実施の方法

1)及び2)を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3)作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4－3の「要員計画」は不要です）。

4)業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式4－4）

5)現地業務に必要な資機材

6)実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7)その他

(3)業務従事予定者の経験、能力

別紙3　プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者／〇〇)格付の目安(2 号)】

① 対象国及び類似地域:ルワンダ国及び全途上国

② 語学能力:英語

2. 業務実施上の条件

(1)業務工程

2026年 12月～2028年8月(21か月)

2027 年 1 月から第 1 回現地調査を実施し、2027 年 5 月から第 2 回現地調査を実施し、2028 年 2 月から第 3 回現地調査を実施する。

(2)業務量目途

1)業務量の目途

契約期間全体:22.47 人月

第 1 フェーズ: 3.50 人月

第2フェーズ:18.97 人月

2027 年 1 月頃に第 1 回 OD 調査、その後国内解析、同年 5 月頃に第 2 回 OD 調査、その後国内解析(積算審査に要する期間を含む)を行い、2028 年 2 月頃に DOD 調査を実施する予定。

2)渡航回数の目途 延べ 11 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3)現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。

- 地形調査
- 地質調査
- 環境社会配慮調査
- 交通量調査

(4)配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領(2025 年 9 月)
- 内部照査について 2021.06(評価 6 項目)

2) 公開資料

- 「キガリ市都市交通に係る情報収集・確認調査」(2018～2019 年)ファイナルレポート
  https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000040167.html

「キガリ都市交通改善プロジェクト」（2022～2025 年）業務完了報告書
https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000054624.html

- キガリ市における高度道路交通管理システム導入計画準備調査報告書（先行公開版）
  https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000052364.html

（5） 便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（仏語⇔英語）	無（※C/Pとの間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）を含め、渡航国・地域で使用する言語は英語です。
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ルワンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版**を参照してください。
（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（1）契約期間の分割について

第1章「1.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。

② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】
116,164,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3)別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

1)直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

2)上限額を超える別提案に関する経費

3)定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4)定額計上について

本案件は定額計上があります(14,900,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	地形調査	第2章 特記仕様書案 第4条 業務の内容(8)自然条件調査	400,000円	建設予定敷地内平板測量、縦横断測量	現地再委託

2	地質調査	第２章 特記仕様書案 第4条 業務の内容(8)自然条件調査	4,500,000円	建設予定敷地内ボーリング調査(深さ 15m)4 か所程度 標準貫入試験、室内試験等	現地再委託
3	環境社会配慮調査	第２章 特記仕様書案 第4条 業務の内容(10)環境社会配慮にかかる調査	5,000,000円	第4条(10)に記載の内容	現地再委託
4	交通量調査	第２章 特記仕様書案 第4条 業務の内容(4)バスターミナル需要予測	5,000,000円	・バスターミナル建設予定地前の道路の断面交通量調査(24 時間、平日と休日の各１日) ・バスターミナル建設予定地周辺既存バス停のバス乗降客調査(昼間時間帯、平日と休日の各１日)	現地再委託

(5)見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6)旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の 10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

1） JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

（9）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章　特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙3：プロポーザル評価配点表

別紙3

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	**（10）**	
(1)類似業務の経験	6	
(2)業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア)各種支援体制(本邦／現地)	3	
イ)ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	**（70）**	
(1)業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2)作業計画等	(5)	
ア)要員計画	–	
イ)作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	**（20）**	
(1)業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	**業務主任者のみ**	**業務管理グループ/体制**
1)業務主任者の経験・能力:業務主任者／○○	**（20）**	**（8）**
ア)類似業務等の経験	10	4
イ)業務主任者等としての経験	4	2
ウ)語学力	4	1
エ)その他学位、資格等	2	1
2)副業務主任者の経験・能力:副業務主任者／○○	**（–）**	**（8）**
ア)類似業務の経験	–	4
イ)業務主任者等としての経験	–	2
ウ)語学力	–	1
エ)その他学位、資格等	–	1
3)業務管理体制	**（–）**	**（4）**